

建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例（平成15年3月17日条例第32号）

最終改正:

改正内容:平成15年3月17日条例第32号

---

○建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例

平成15年3月17日条例第32号

建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例をここに公布する。

建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第3条の3第2項において準用する法第3条の2第3項の規定に基づき、1級建築士、2級建築士又は木造建築士でなければ設計又は工事監理をすることができない建築物の延べ面積の特例を定めるものとする。

（1級建築士、2級建築士又は木造建築士でなければできない設計又は工事監理）

第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域内における建築物については、法第3条の3第1項に規定する延べ面積は、50平方メートルとする。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

---